第23期第10回農業委員会総会

◇日　時　　平成30年４月13日（水）午後２時00分

◇場　所　　昭島市役所301会議室

◇出席委員　　１番　鈴木勇作　２番　谷部英治　３番　杉崎源三郎　４番　野島喜博
５番　小町江津子　６番　宮﨑邦康　７番　細井洋治　８番　鈴木　実
９番　川島弘治　10番　木野秀俊　11番　篠　吉和　12番　木野篤志

◇欠席委員　　13番　紅林隆男

◇議事録署名委員　　８番　鈴木　実　９番　川島弘治

◇事務局　　薬袋事務局長　飯島農政係長　書記

◇会議に付した事項
議案第１号　相続税の納税猶予に関する適格者証明について
議案第２号　引き続き農業経営を行っている旨の証明書について
議案第３号　生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について
報告第１号　農地法第４条の規定による届出について（専決）
報告第２号　農地法第５条の規定による届出について（専決）

議　長　先日の視察研修お疲れ様でした。
それでは只今から、第10回農業委員会総会を開催致します。
それでは、本日の議事録署名委員の指名を致します。本日の議事録署名委員は８番 鈴木委員　９番　川島委員　を指名します。

議　長　これより本日の議事に入ります。
本日の総会議案は、

議案第１号　相続税の納税猶予に関する適格者証明について　（１件）
議案第２号　引き続き農業経営を行っている旨の証明書について　（１件）
議案第３号　生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について　（１件）
報告第１号　農地法第４条の規定による届出について　（１件）
報告第２号　農地法第５条の規定による届出について　（３件）

議　長　それでは議案第１号　番号１　相続税の納税猶予に関する適格者証明について上程いたします。事務局より提案説明願います。

事務局長　はい、事務局。議案第１号　相続税の納税猶予に関する適格者証明について　上記の議案を次の通り提出する。平成30年４月13日　提出者昭島市農業委員会会長鈴木勇作　番号１　所在　■■■■■　地番■■■　登記簿畑　現況畑　面積79㎡　同じく地番■■■　登記簿畑　現況畑　面積207の内151.1㎡　同じく地番■

■■　登記簿畑　現況畑　面積417の内414㎡　面積合計644㎡　被相続人は、■■■■　■■■■　相続人は、■■■■　■■■■　相続開始年月日は、平成29年11月25日　被相続人との続柄は、子の夫でございます。以上宜しくご審議のほど、賜りますようお願い致します。

議　長　続きまして、当該農地の耕作状況について説明願います。
地区委員の10番　木野秀俊委員説明願います。

10番委員　はい、説明致します。
番号 1 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。主な耕作者は、申請人です。調査年月日は、平成30年４月６日　立会い者は、申請人、会長、職代、Ｃ班【宮﨑委員、鈴木実委員、篠委員】です。土地の案内につきましては、■■■■■より、■■■■■を西へ400ｍ進み■■■■■を南へ50ｍ進んだ左側の農地です。農地の状況ですが、■■■■■には、物置があり、除外してあります。■■■■■には、ハウス２棟がありまして小松菜や野菜があり、その他に、ブロッコリー５作、キャベツ13作、レタス２作、えんどう豆３作。樹木としてモモ、梅等がございますが、これは伐採する予定です。敷地内に３尺の赤道が南北にあります。申請人、同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、春は、ブロッコリー、キャベツ、エンドウ、レタス。夏は、茄子、キュウリ、ピーマン、カボチャ。秋と冬は、大根、ほうれん草です。出荷状況は、■■■■■、■■■■■。納税猶予制度の説明は、致しました。指摘事項は、特にありません。以上です。

議　長　以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。
質問等ございますか。

事務局　はい、事務局。
■■■■■さんの農地に立つ電柱の件でございます。
机上資料を用意させていただきました。一枚目の「地図１」の黒枠が納税猶予申請地です。その中の赤丸の２本が電柱でございます。この電柱ですが農地の東側に公衆用道路がございまして、その街灯の柱でございます。通常ですと道路に埋設するところでございますが、東側の道路の幅員が1.38ｍでございます。資料３ページ目の写真のとおり自転車でも狭く感じる道路でございます。■■■■■では、東京電力の電柱でしたが納税猶予を受けられたことがございます。この電柱に関しましては税務官に判断して頂くことでいかがでしょうか。

委員一同　いいです。

議　長　他にご異議ございませんか。

委員一同　異議なし。

議　長　ご異議ないものと認め、本件については、申請人に相続税の納税猶予に関する適格者証明について交付します。

議　長　次に、議案第２号　番号１　引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上程いたします。事務局より提案説明願います。

事務局長　はい、事務局。議案第２号　引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上記の議案を次の通り提出する。平成30年４月13日　提出者昭島市農業委員会会長　鈴木勇作　番号1-1　所在　■■■■■　地番■■■　登記簿田　現況畑　面

積75㎡　同じく地番■■■　登記簿田　現況畑　面積948㎡。番号1-2　所在　■■■■■　地番■■■　登記簿畑　現況畑　面積630㎡　同じく地番■■■　登記簿畑　現況畑　面積666㎡　面積合計2,319㎡。申請人は、■■■■　■■■■引き続き農業経営を行っている期間につきましては、平成27年３月１日から平成30年３月30日までとなっております。備考につきましては、平成６年５月17日付相続税納税猶予適格者証明を発行しております。以上宜しくご審議のほど、賜りますようお願い致します。

議　長　続きまして、当該農地の耕作状況について説明願います。
地区委員の８番　鈴木　実委員説明願います。

８番委員　はい、説明致します。
番号1-1　申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。主な耕作者は、申請者本人です。　調査年月日は、平成30年４月６日　立会い者は、申請人、会長、職代、Ｃ班【宮﨑委員、鈴木実委員、篠委員】です。過去３年間の労働日数は各年間150日。土地の案内につきましては、■■■■■を左折し30ｍ先を右折した左側の農地です。農地の状況ですが、北側に、梅の木１本。中央に、アシタバ、枝豆、ニラ、小松菜、大根、ノラボウ、春菊、キャベツ、ブロッコリーを栽培中です。申請人　同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。春は、大根、ノラボウ、春菊、サニーレタス、キャベツ、ブロッコリー。夏は、トウモロコシ、茄子、キュウリ。秋は、キャベツ、白菜、大根。冬は、ホウレンソウです。出荷状況は、■■■■■、■■■■■。納税猶予制度の説明は、致しました。指摘事項は、農地全体に草が見受けられたので、トラクターを入れるよう依頼をしました。
続きまして、番号1-2　申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。主な耕作者は、申請者本人です。　調査年月日は、平成30年４月６日　立会い者は、申請人、会長、職代、Ｃ班【宮﨑委員、鈴木実委員、篠委員】です。過去3年間の労働日数は各年間130日。農地の案内につきましては、■■■■■を左折し100ｍ進み■■■■■を左折し300ｍ進んだ左側の農地です。農地の状況ですが、南側に、栗の木５本。中央に、玉葱、ジャガイモ、ニンニク、ネギ、ラッキョウ、人参が栽培されていました。　同居の親族は耕作していません。農地として認められない部分は、ありません。春は、ジャガイモ、サトイモ。夏は、人参、ネギ。秋は、玉葱、ジャガイモ、栗。冬は、作付けはありません。出荷状況は、■■■■■、■■■■■。納税猶予制度の説明は、致しました。指摘事項は、農地全体に草が見受けられたので、トラクターを入れるよう依頼をしました。以上です。

議　長　以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。
質問等ありますか。

事務局　はい、事務局。昨日、番号1-1,1-2の現地確認したところ、耕運されていました。

議　長　他にございますか。

委員一同　ありません。

議　長　質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同　異議なし。

議　長　　ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。

議　長　　次に、議案第３号　番号１　生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について、上程致します。

事務局長　　はい、事務局。議案第３号　生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について　上記の議案を次のとおり提出する。　平成30年４月13日　提出者　昭島市農業委員会会長　鈴木勇作　番号１　所在　■■■■■　地番■■■　登記簿田　現況田　面積1,007㎡　申請者につきましては、■■■■　■■■■　買い取り申請事由の生じた者につきましては、■■■■　■■■■　申出事由につきましては、平成30年３月14日　■■■■氏　故障のため　以上でございます。ご審議よろしくお願い致します。

議　長　　続きまして、当該農地の耕作状況について、説明願います。
地区委員の９番　川島委員説明願います。

９番委員　　はい。説明致します。申請者名及び土地の所在は、事務局の説明のとおりです。調査年月日は、平成30年４月６日に調査を行いました。土地の案内ですが■■■■■から西の■■■■■へ進み二つ目の信号を右折し約130ｍ北へ進み、一つ目の■■■■■を右折し50ｍ先の■■■■■を右折し約80ｍ進んだ左側の農地です。農地の状況ですが、整然と耕作された畑で、ニラ、人参、トウモロコシ、ホウレンソウ、ジャガイモ、ラッキョウ、玉葱、長ネギなど少量ではあるが、多品目が栽培されています。農地と認められない部分はありません。指摘事項は、ありません。以上です。

議　長　　以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。
質問等はございますか。

委員一同　　ありません。

議　長　　質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、御異議ございませんか。

委員一同　　異議なし

議　長　　御異議ないものと認め、本件については、申請人に生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書を交付します。

議　長　　次に、報告第１号　農地法第４条の届出について専決した内容について事務局より提案説明願います。

事務局長　　はい、事務局。報告第１号　農地法第４条に規定による届出について　専決。番号１　所在　■■■■■　地番■■■　登記簿畑　現況道路　面積78㎡　届出人は、■■■■　■■■■　転用目的は、公衆用道路です。以上、宜しくお願い致します。

議　長　　続きまして、当該農地の利用状況について説明願います。
地区委員の12番　木野篤志委員説明願います。

12番委員　　はい、説明致します。

申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。調査年月日
平成30年４月８日　土地の案内につきましては、■■■■■を■■■■■に約1.5㎞行き、■■■■■の先の信号を右折し、一つ目の十字路の先カーブ手前の右側入口の道路約30ｍの土地です。農地の状況ですが、現況は、住宅共有の道路として使用されていました。周囲の状況ですが、東側は、住宅。南側は、共有道路。西側は、住宅。北側は、住宅です。特記事項はありません。以上です。

議　長　以上、説明が終わりました。農地法第４条の規定による届出について　専決につきましては、報告どおりご了承お願いします。

議　長　次に、報告第２号　番号１　農地法第５条の規定による届出について、事務局より専決した内容の説明を願います。

事務局長　はい、事務局　報告第２号　農地法第５条の規定による届出について（専決）
番号１　所在　■■■■■　地番■■■　登記簿畑　現況畑　面積208㎡　譲受人は、■■■■　■■■■　譲渡人は、■■■■　■■■■、■■■■　■■■■、■■■■　■■■■。転用目的は、所有権移転で宅地分譲です。以上、宜しくお願い致します。

議　長　続きまして、当該農地の利用状況について説明願います。
地区委員の４番　野島委員説明願います。

４番委員　はい、説明致します。申請者名、土地の所在は、先ほど、事務局長から説明のあったとおりです。平成30年４月８日に調査を行いました。土地の案内につきましては、■■■■■を■■■■■に30ｍ行った左側の農地です。農地の状況は、更地で、一部草及び菜の花が生えている状況で、人参が少量、取り残しがありました。周囲の状況は、東は、住宅。南側は、店舗。西側は、道路。北側は、道路です。転用事業の関連する特記事項はありません。以上です。

議　長　以上、説明が終わりました。農地法第５条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議　長　次に、報告第２号　番号２　農地法第５条の規定による届出について、事務局より専決した内容の説明を願います。

事務局長　はい、事務局　報告第２号　農地法第５条の規定による届出について（専決）
番号２　所在　■■■■■　地番■■■　登記簿畑　現況畑　面積92㎡　同じく地番■■■　登記簿畑　現況畑　面積23㎡　譲受人は、■■■■　■■■■　譲渡人は、■■■■　■■■■。転用目的は、所有権移転で建売住宅です。以上、宜しくお願い致します。

議　長　続きまして、当該農地の利用状況について説明願います。
地区委員の12番　木野篤志委員説明願います。

12番委員　はい、説明致します。申請者名、土地の所在は、事務局長から説明のあったとおりです。平成30年４月８日に調査を行いました。土地の案内につきましては、■■■■■を■■■■■へ約200ｍ進み■■■■■を左側に約70ｍ行った■■■■■の農地です。農地の状況は、半分は畑で、半分は多少草が生えている状況です。周囲の状況は、東側は、道路。南側は、住宅。西側は、住宅とアパート。北側は、道路です。転用事業の関連する特記事項はありません。以上です。

議　長	以上、説明が終わりました。農地法第５条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。
議　長	次に、報告第２号　番号３　農地法第５条の規定による届出について、事務局より専決した内容の説明を願います。
事務局長	はい、事務局　報告第２号農地法第５条の規定による届出について（専決） 番号３　所在　■■■■■　地番■■■　登記簿畑　現況畑　面積7㎡　同じく地番■■■　登記簿畑　現況畑　面積34㎡　譲受人は、■■■■　■■■■　譲渡人は、■■■■　■■■■。転用目的は、所有権移転で駐車場です。以上、宜しくお願い致します。
議　長	続きまして、当該農地の利用状況について説明願います。 地区委員の３番　杉崎委員説明願います。
３番委員	はい、説明致します。申請者名、土地の所在は、事務局長から説明のあったとおりです。平成30年４月13日に調査を行いました。土地の案内につきましては、■■■■■を東方向に約200ｍ進み、■■■■■の右側の農地です。農地の状況は、畑全体に除草剤がまかれていました。梅の木の成木が４本植えられており１本は枯れて倒れていました。周囲の状況は、東側は、道路。南側は、道路。西側は、道路。北側は、道路です。転用事業の関連する特記事項はありません。以上です。
議　長	以上、説明が終わりました。農地法第５条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。
議　長	これをもちまして農業委員会総会を閉会します。

議事録署名者		印
議　長		
委　員		
委　員		